

改正後	現行
<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大気の保全に関する規制等</p> <p>  第一節・第二節 (略)</p> <p>  第三節 自動車排出ガスの排出の規制等</p> <p>    第一款 トラック、バス等の運行に関する規制(第四十条の十四 第四十条の二十六)</p> <p>    第二款 自動車排出ガス対策の推進(第四十一条 第四十三条)</p> <p>    第四節・第五節 (略)</p> <p>    第四章 第八章 (略)</p> <p>    第九章 罰則(第一百十二条 第一百二十条)</p> <p>    附則</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大気の保全に関する規制等</p> <p>  第一節・第二節 (略)</p> <p>  第三節 自動車排出ガスの排出の規制等</p> <p>    第一款 トラック、バス等の運行に関する規制</p> <p>    (用語)</p> <p>    第四十条の十四 この款及び第一百五条第四項において「対象自動車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号。次項において「令」といふ。)第四条第一号から第四号までに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自動車(人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。)をいふ。</p> <p>    2 この款及び第一百五条第四項において「対策地域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域をいふ。</p> <p>    3 この款において「特定運送事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいふ。</p>	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大気の保全に関する規制等</p> <p>  第一節・第二節 (略)</p> <p>  第三節 自動車排出ガス対策の推進(第四十一条 第四十三条)</p> <p>    第四節・第五節 (略)</p> <p>    第四章 第八章 (略)</p> <p>    第九章 罰則(第一百十二条 第一百八条)</p> <p>    附則</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大気の保全に関する規制等</p> <p>  第一節・第二節 (略)</p> <p>  第三節 自動車排出ガス対策の推進</p>

改正後	現行
<p>「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十一号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業又は道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者であつて、その所有し、又は使用する対象自動車のうち府の区域内に使用の本拠の位置を有するものの台数が三十台以上であるもの</p> <p>二 貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を経営する者であつて、資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額(以下「資本金の額等」という。)が三億円を超え、かつ、府の区域内に事業所を有するもの</p> <p>4] この款及び第百五条第四項において「荷主等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」という。)から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物(以下「貨物等」という。)を他の者に委託して運送させる者</p> <p>二 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け(以下「購入等」という。)をする物品を運送させる者</p> <p>5] この款において「特定荷主等」とは、荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であつて、資本金の額等が三億円を超え、かつ、府の区域内に建物の延べ面積が一万平方米を超える事業所又は敷地面積が三万平方米を超える事業所を有するものをいう。</p> <p>6] この款及び第百五条第四項において「旅行者」とは、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅行業を営む者であつて、府の区域内に営業所を有するものをいう。</p> <p>7] この款において「特定旅行者」とは、旅行者であつて、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第一条の二第一号に規定する第一種旅行業務であるものをいう。</p> <p>8] この款及び第百五条第四項において「施設管理者」とは、次の各号のいずれかに該当する施設であつて対策地域内に存するものを管理する者をいう。</p> <p>一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾</p> <p>二 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第一号に規定する第一種空港</p> <p>三 鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る。)</p> <p>四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル</p> <p>五 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場</p>	

改正後	現行
<p>六 多数の対象自動車が入りする施設であつて、規則で定めるもの</p> <p>九 この款及び第一百五条第四項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。以下同じ。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をこす。</p> <p>（車種規制適合車等の使用義務） 第四十条の十五 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならぬ。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。</p> <p>（適合車等標章の表示） 第四十条の十六 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章（以下「適合車等標章」という。）を、規則で定めるところにより表示しなければならぬ。</p> <p>二 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。</p> <p>三 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。</p> <p>一 車種規制適合車又は経過措置対象車の別 二 自動車登録番号 三 車台番号 四 型式 五 原動機の型式 六 使用者の氏名又は名称 七 使用の本拠の位置</p> <p>四 前項の書面には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車検査証の写しその他当該自動車が生種規制適合車であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>五 第二項の規定により適合車等標章の交付を受けた者は、第三項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	

改正後	現行
<p>(車種規制適合車等の使用命令等)            第四十条の十七 知事は、第四十条の十五の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前条第一項の規定に違反している者に対し、同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。</p>	
<p>(特定運送事業者による措置の報告)            第四十条の十八 特定運送事業者は、毎年度、第四十条の十五の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>	
<p>(荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置)            第四十条の十九 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業を営営する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者(同法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者)以下「貨物運送事業者等」といづ。( )に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車により求めなければならない。</p> <p>2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車により求めなければならない。車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。</p> <p>3 旅行者等は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を営営する者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営営する者に対し、対象自動車により求めなければならない。車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。</p> <p>4 前三項の規定による求めをしなければならない荷主等及び旅行者等は、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を規則で定めるところにより記録しなければならない。</p>	
<p>(勧告)            第四十条の二十 知事は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、これらの規定による求めをすべきことを勧告することができる。</p>	
<p>(改善命令)            第四十条の二十一 知事は、第四十条の十九第四項の規定に違反している者に対し、同項の規定による確認又は記録を命ずることができる。</p>	

改正後	現行
<p>(特定荷主等及び特定旅行者による措置等の報告)            第四十条の二十二 特定荷主等及び特定旅行者は、毎年度、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>一 第四十条の十九第一項から第三項までの規定による求めの実施状況の概要</p> <p>二 第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の概要</p> <p>(施設管理者の義務)            第四十条の二十三 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならぬこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。</p> <p>(対象自動車の販売業者及び賃貸業者の義務)            第四十条の二十四 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、対策地域を発地又は着地とする運行には車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。</p> <p>(勧告)            第四十条の二十五 知事は、前二条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(適合車等標章の不正使用等の禁止)            第四十条の二十六 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る適合車等標章を使用してはならない。</p> <p>2 何人も、行使の目的をもって、適合車等標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又は使用してはならない。</p> <p>3 適合車等標章は、当該車種規制適合車等以外の対象自動車に使用してはならない。</p> <p>第二款 自動車排出ガス対策の推進</p> <p>(自動車の使用者等の努力義務)            第四十一条 道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> <p>第四十一条の二、第四十三条 (略)</p>	<p>(自動車の使用者等の努力義務)            第四十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るため、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。</p> <p>第四十一条の二、第四十三条 (略)</p>

改正後	現行
<p>第四節・第五節 (略)</p> <p>第四章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第百三条・第百四条 (略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第百五条 知事は、この条例(第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節、第三章第三節第一款及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等への適合車等標章の表示の状況、車種規制適合車等の使用の求め及び確認の状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者</p> <p>二 荷主等</p> <p>三 旅行業者</p> <p>四 施設管理者</p> <p>五 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者</p> <p>5 6 (略)</p> <p>第百六条～第百十条 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて岸和田市、茨木市及び寝屋川市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p>	<p>第四節・第五節 (略)</p> <p>第四章～第七章 (略)</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第百三条・第百四条 (略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第百五条 知事は、この条例(第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>第百六条～第百十条 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて岸和田市、茨木市及び寝屋川市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p>

改正後	現行
<p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 第百五条第五項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限り。)</p> <p>二十〇 第二十一 (略)</p> <p>三〇 四 (略)</p> <p>第九章 罰則</p> <p>第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項から第三項まで又は第三十八条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第四十条の二十六第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第五十五条、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>四〇 六 (略)</p> <p>第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇 二 (略)</p> <p>三 第四十条の二十六第二項の規定に違反した者</p> <p>四〇 五 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号又は第四〇の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇 九 (略)</p> <p>第百十五条 第四十条の十七第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第四十条の十七第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第四十条の二十六第三項の規定に違反した者</p> <p>第百十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十九条の二又は第三十九条の三の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第四十条の十六第二項の規定による交付を受けた者</p> <p>三 第四十条の二十一の規定による命令に違反した者</p> <p>四 第八十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>五 第九十四条第二項の規定による命令に違反した者</p>	<p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 第百五条第四項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限り。)</p> <p>二十〇 第二十一 (略)</p> <p>三〇 四 (略)</p> <p>第九章 罰則</p> <p>第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条第一項、第五十五条、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>二〇 四 (略)</p> <p>第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇 二 (略)</p> <p>三〇 四 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号又は第三〇の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇 九 (略)</p> <p>第百十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十九条の二又は第三十九条の三の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>二 第八十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第九十四条第二項の規定による命令に違反した者</p>

改正後	現行
<p>第百十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 第百五条第一項（第二号を除く。以下同じ。）、第三項、第四項若しくは第五項（第三号及び第四号に限る。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第三項、第四項若しくは第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第百十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第百十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第百二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四十条の十八又は第四十条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の第二十五項又は第八十一条の二十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 第百五条第一項（第二号を除く。以下同じ。）、第三項若しくは第四項（第三号及び第四号に限る。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第百十八条 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の第二十五第二項又は第八十一条の二十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。</p>